



## 老齢基礎年金の請求は原則65歳になってから！

年金は、自分で年金を受けるための手続き(年金請求)を行わなければ支給されません。

老齢基礎年金の支給は原則65歳からとなっています。65歳のお誕生日前に日本年金機構から老齢基礎年金の請求書類が送られてきます。老齢基礎年金の請求の手続を行えるようになるのは原則として65歳のお誕生日の前日からとなります。

## 老齢基礎年金の繰上げ、繰下げ請求も可能です！

老齢基礎年金は原則として65歳から支給されますが、希望すれば60歳から繰上げて（早くに）請求することができます。また、逆に70歳まで繰下げて（遅らせて）請求することもできます。繰上げ請求する場合は請求する年齢等により一定の割合で減額され、繰下げ請求の場合は加算されます。（下記の表をご覧ください）

### ■昭和16年4月2日以降に生まれた方の繰上げ、繰下げ請求の支給率

| 繰 上 げ 請 求      |          | 繰 下 げ 請 求      |              |
|----------------|----------|----------------|--------------|
| 年 齢            | 支 給 率    | 年 齢            | 支 給 率        |
| 60歳0ヶ月～60歳11ヶ月 | 70～75.5% | 66歳0ヶ月～66歳11ヶ月 | 108.4～116.1% |
| 61歳0ヶ月～61歳11ヶ月 | 76～81.5% | 67歳0ヶ月～67歳11ヶ月 | 116.8～124.5% |
| 62歳0ヶ月～62歳11ヶ月 | 82～87.5% | 68歳0ヶ月～68歳11ヶ月 | 125.2～132.9% |
| 63歳0ヶ月～63歳11ヶ月 | 88～93.5% | 69歳0ヶ月～69歳11ヶ月 | 133.6～141.3% |
| 64歳0ヶ月～64歳11ヶ月 | 94～99.5% | 70歳0ヶ月         | 142%         |

※繰上げ請求は1ヶ月につき0.5%減り、繰下げ請求は1ヶ月につき0.7%増えます。

※昭和16年4月1日以前に生まれた方の支給率は上記の表とは異なります。

#### ◆繰上げ請求（65歳になる以前に支給）の注意点

- ・繰上げ請求を行った場合、支給される年金額は生涯減額されます。
- ・65歳までは他の年金が支給停止になります。
- ・遺族厚生(共済)年金を受けている方は65歳まではどちらかの選択になります。
- ・障害のある方は繰上げ請求をした後に程度が重くなっても障害基礎年金は請求できません。

- ・国民年金の任意加入はできなくなります。
- ・寡婦年金の受給権が消滅します。

#### ◆繰下げ請求の注意点

- ・加入期間が国民年金のみの人が繰下げ請求を希望する場合は、66歳以降の請求時点で必ず繰下げの申出をしてください。

## ～ 国民年金保険料は忘れずに納めましょう！～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

町民健康課町民窓口グループ (☎2-2453)  
 函館年金事務所 国民年金課 (☎0138-56-1165)



## 入居者募集

(有料広告)

●●●●● 御相談に応じます ●●●●●

## ㊦ 堀川アパート

☎01377-2-2377 携帯 090-4872-6235  
 ストープ・ベッド・その他完備、駐車場完備、敷金なし  
 月額 23,000円から43,000円まで